

○ ○	労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百三十号）	新旧対照条文（抄）	目次	1
○ ○	労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）	（附則第九条関係）		2
○ ○	労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）	（附則第十九条関係）		2

○ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 後</p>	<p>（請負事業に関する例外） 第八十七条 命令で定める事業が数次の請負によつて行われる場合 においては、災害補償については、その元請負人を使用者とみな す。 ②・③（略）</p>
<p>改 正 前</p>	<p>（請負事業に関する例外） 第八十七条 事業が数次の請負によつて行われる場合においては、 災害補償については、その元請負人を使用者とみなす。 ②・③（略）</p>

○ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（附則第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（遺族補償）</p> <p>第七十九条 労働者が業務上死亡した場合には、使用者は、遺族に対して、平均賃金の千日分の遺族補償を行わなければならない。</p> <p>（他の法律との関係）</p> <p>第八十四条 この法律に規定する災害補償の事由について、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）又は命令で指定する法令に基づいてこの法律の災害補償に相当する給付が行なわれるべきものである場合においては、使用者は、補償の責を免れる。</p> <p>② （略）</p>	<p>（遺族補償）</p> <p>第七十九条 労働者が業務上死亡した場合には、使用者は、遺族又は労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持した者に対して、平均賃金の千日分の遺族補償を行わなければならない。</p> <p>（他の法律との関係）</p> <p>第八十四条 補償を受けるべき者が、同一の事由について、労働者災害補償保険法によつてこの法律の災害補償に相当する保険給付を受けるべき場合においては、その価額の限度において、使用者は、補償の責を免れ、又は命令で指定する法令に基いてこの法律の災害補償に相当する給付を受けるべき場合においては、使用者は、補償の責を免れる。</p> <p>② （略）</p>